

乗って残そう烏山線！ 未来へつなぐ助成金交付制度

J R 烏山線の利用者数の増加を図ることを目的として、市民が利用した際の J R 烏山線区間の鉄道運賃を予算の範囲内で助成します！
昨年度より皆さんが利用しやすいように助成要件を緩和しました。
この機会に友人や仲間、家族等とぜひご利用ください😊

✿ 主な変更点 ✿

- ・市民3人以上から！
- ・受験生応援！
- ・学校主催の行事でも！
- ・片道でも！



期間：令和6年4月1日から
令和7年3月31日まで



助成要件

J R 烏山線を片道または往復利用する場合で、次のいずれかに該当すること。

- ・3人以上のグループ等での利用
- ・高校・大学入試等のための試験会場への移動
- ・高校等が開催する見学会等へ参加するための移動

1人から申請可

※通勤（企業の営利目的に伴う旅行、出張等含む。）、通学、国または地方公共団体が実施する視察・研修、宗教活動、政治活動は対象外。

助成額

鉄道運賃に要した費用のうち、烏山線区間分の全額

※烏山線区間：烏山駅～宝積寺駅間

例）烏山～宇都宮間の往復1,180円の場合、烏山～宝積寺間の840円を助成

申請方法

助成金の交付を受けようとする団体等の代表者は、利用日から起算して30日以内に、乗って残そう烏山線！未来へつなぐ助成金交付申請書兼請求書（以下、「交付申請書兼請求書」という。）及び関係書類を提出するものとする。なお、団体構成員の全員が未成年である場合は、当該団体等の代表者の保護者を交付申請者とする。学校等で利用する際は学校長を交付申請者とする。

- (1) 普通乗車券等の領収書の写しまたは全員分の普通乗車券等の写し
- (2) 団体構成員名簿
- (3) 申請者名義の振込先金融機関の写し
- (4) 受験生は受験票の写し
- (5) 学校見学者は見学に行ったことが分かるものの写し
- (6) 学校主催の場合は、計画書または行程表の写し

※制度の詳細や申請書兼請求書及び団体構成員名簿は、那須烏山市ホームページからダウンロードできます。



問合せ：那須烏山市まちづくり課地域交通グループ ☎0287-83-1151